

令和2年度 第4回 社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨

- ・日時：令和2年12月7日（月）13:30～16:15
- ・場所：福祉局船場分室研修室
- ・出席者 石田委員、大仲委員、岡田委員、杉村委員、中川委員、西嶋委員、平田委員、三田委員、山本委員

1 議事について

【議案1】社会福祉法人の吸収合併について

吸収合併存続法人名：社会福祉法人 淳風会

吸収合併消滅法人名：社会福祉法人 波除福祉会

存続法人所在地：大阪市北区大淀南二丁目

・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- 1 今回の合併について職員に説明した際に何か質問や意見はあったか。また労働組合からの意見はどうか。

→職員を集めて説明会を開催する予定であったが、コロナ禍の影響により説明文書をもとに各施設長から説明することになった。職員はピンと来ない人が多かったが、事業部のあり方や施設名も変わらないし、処遇も変わらないとの説明に職員も前向きに捉えてくれたように思う。組合についてはなくなっている。

- 2 合併により法人本部の強化というメリットは理解できる。淳風会が高齢者、波除福祉会は保育を中心に取り組んできた。1つの法人で2つの部門を担っていくことになるが、合併を機に何か新しいことを考えているか。

→波除福祉会では、ケアハウスと保育所が同じ建物にあるので交流を深めてきた。園の卒園者が保護者になるなど地域との密接なつながりをもっている。また淳風会も、保育所との交流等を深めていきたいが、設備の問題等があり簡単ではない。高齢部門の職員はこれまで子育て事業について関心も知識も薄かったが、法人内の交流が行われることで知識等が広まっていくことが期待できる。

- 3 財務の仕組みや職員採用の仕方などの違いについて、両法人は何年か共同でやってきているので大きく変わることはないか。もし大きく変わるのであれば、どれくらいの期間で統合することを想定しているのか。

→波除福祉会では、園長が集まる会議等、また淳風会では施設長が集まる会議な

ど、多くの会議が開催されているが、これからは、施設長の会議には保育所の園長も参加してもらい、意見交換を繰り返すことによって、意思の疎通をしやすい状況を作っていきたい。そのような会議にどのようにしていくかがこれからの課題である。

- 4 建物の老朽化について、経営の観点からどのように対応していくのか。1つの法人になったことを契機に建物や設備をグレードアップすることも検討しているか。

→波除福祉会の建物は既に 22 年を経過し、淳風会でも豊中市の特養が 20 年、寝屋川市のケアハウスは 30 年経過している。それぞれの施設が大規模な改修を行う時期にきている。その資金については、法人資金と銀行融資などどのように調達するか検討を行っている。淳風会は、事業所を作ってきたのでそれほどお金が残っていないが、波除福祉会は新しく建物を作ったので比較的に資金が残っている。施設・設備については、これからは改修によって充実にさせていこうと考えている。

〈意見交換〉

- ・こども青少年局としても、より大きな法人で経営してもらう方がよいとのことで問題がないとのことである。

・結果 適格

【議案 2】社会福祉法人の吸収合併について

吸収合併存続法人名：社会福祉法人 嘉誠会

吸収合併消滅法人名：社会福祉法人 美原の郷福祉会

存続法人所在地：大阪市東住吉区湯里二丁目

- ・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- 1 職員意向調査結果によれば、消滅法人の職員は、給与面など不安があるとの意見もある。合併により職員の不利益にならないよう配慮するとされているが、存続法人と消滅法人の間でどの程度の差があるのか、またその差をどの程度の期間で解消するのか。また、職員の人事異動について、東住吉区と堺市美原区はやや遠いように思う。存続法人の職員の異動は可能なのか。

→職員の待遇については、消滅法人では家族手当などの手当が多く支給されてきた。手当についてはなくす方向で検討している。消滅法人の職員に存続法人

の給与制度をあてはめたところ、給与が下がる人は、1, 2名にとどまった。給与が下がる職員に対しては何らかの保障をする予定にしているので、給与面では問題はないと考えている。また、人事交流については、既に1名が消滅法人の管理者として異動することが決まっており、この他に数名の異動を予定している。存続法人では、基本的には施設ごとに仕事をしていただいているので、異動はあまり予定してこなかった。研修体制を充実させることで全体のレベルを上げていくことによって、消滅法人の施設の運営をやっていきいたいと考えており、理事長や事務長が現場を確認することで管理していきたい。

- 2 消滅法人では、平成 26 年と 30 年に職員に欠員を生じているにも関わらず、人員の不足を加味せず減算を行わずに給付費の申請をしたことで返還金を生じるなど問題が起きている。そもそも消滅法人は、人員が不足しがちなものではないか。それに加えて合併を進める中で、退職される方が出てきている。このような状況に対しどのように対応するのか説明してほしい。

→平成 26 年度には、職員の不足に伴う誤った請求を行ったことについて改善を行うとともに、その責任をとって前任の理事長が退任された。しかし新しい体制になっても理事や管理者の変更が続くなど、法人運営が安定しない中で職員がやめても新たな職員が集まりにくい状況が続いてきた。合併後は、基準に則った職員配置を行っていきいたいし、安心して仕事をしてもらえる環境整備も行われると考えているので、将来的には安定的な人員配置ができると考えている。また、消滅法人でこれから新たに退職される人はいない予定であり、今現在は人員が満たされている状況にある。人員不足は全国的な問題ではあるが、存続法人では、採用専門の部署を作り、新卒で毎年 10 名~15 名の採用を行っている。その中には、障がい者に関わる仕事を希望する者もいるので、適切に配置を行っていきいたい。消滅法人で今後問題が再び生じることがないように、人員配置は余裕をもってやっていきいたいと考えている。

- 3 消滅法人の施設の定員は 40 名だが、現在何名在籍しているのか。障がいの程度はどの程度か。年齢的には何歳代が多いのか。

→障がい程度は軽度の方が多いと認識している。年齢的には 40 歳代が多い。

- 4 消滅法人の施設の障がい者について、地域移行のプランを立てて手だてをする必要があり、障がい者施設には地域において受け皿を作っていくという使命がある。この点について、消滅法人ではどのように考えているのか。

→存続法人が運営する施設と同じように受け皿を用意して運営していきたいと考えている。

- 5 消滅法人では、平成 30 年の監査で個別支援計画を作成していないことが指摘されている。個別支援計画が作成されていない中で支援の質が担保されていたのか甚だ疑問である。支援の質を担保して運営していくために合併後の法人ではどのようにしようと考えているのか。

→個別支援計画が作成されなかったのは、その時期の管理者等が作成を怠ったものであり、それを本部機能としてもチェックができていなかった。今後は現場においてしっかりと計画を作成し、事務部門においてもそれをチェックしていくことで、計画に基づくサービスの提供を行っていききたい。

- 6 個別支援計画の問題を管理者等の個人責任としてとらえているとすれば、同様のことが再度起こる危険があると考えられる。計画の作成は入所者を含めて多くの人の同意をとって行うものであり、1 人の職員のみで対応できるものではない。地域の事業所なども関わるものなので、担当者によってできないことがあるというのは受け入れがたい話である、存続法人において施設運営される場合は、支援の質の担保がされるのか不安があるので、しっかりとやってほしい。

→しっかりとやっていきたい。

- 7 存続法人は運営する施設の所在地である東住吉区在住の理事が入っておられるので、地元の意見を聞く機会もあると思われるが、消滅法人の運営する施設の所在地である美原区を含む堺市の方の意見を聞く方法について何か考えておられるのか。

→消滅法人の施設には家族会があったので、家族の方の話を聞いたり、消滅法人の役員に話を聞いたりしている。存続法人は現在東住吉区と平野区にしか事業所がないので、堺市の状況については詳しくは分かっていない。現場も回っているが施設等の状況も変わっていくので、しっかりと把握できているわけではない。今後も家族の方や消滅法人の元役員の方の話を聞けるようにしていきたいと考えている。特に家族の場合は施設に対する遠慮もあると思うのでしっかりと聞いていきたい。

- 8 返還金の支払時期は、いつになるのか。

→残債務は嘉誠会が引継ぎ、合併後に一括で支払う予定である。原資については、消滅法人の現預金を充て、その分運転資金は嘉誠会が賄うこととする。その後は、法人全体で考えていく。

- 9 消滅法人は堺市から給付費の返還を求められているが、それ以外で何か問題はあるのか。また、存続法人で何か問題はるか。

→堺市は、合併が成立すれば消滅法人への処分を行う見込みであり、事業所については存続法人が引き続き運営することを望んでいる。また、存続法人には特に大きな問題はない。

〈意見交換〉

- ・処分を受けた法人の役員は、5年間は法人の役員にできないので、消滅法人の役員は存続法人の役員に就くことはできない。
- ・存続法人の理事長はしっかりした思いをもっておられるし、事務長もしっかりしている。福祉についての考え方を持った人と経営面で支える人がいるので大丈夫ではないか。また、資金面でも大きな問題はない。
- ・改善が必要な事項がある中で、改善の実効性の担保をどのように行うのが課題である。
- ・存続法人の理事長は、各現場を回り現状を把握しようとしているが、これが実効性を担保する1つの方法になりうるのではないか。また、堺市は消滅法人の施設に対する監査を来年度中に行うとしており、これを行ってもらうことも担保の1つになると考えられる。

・結果 適格

【議案3】社会福祉法人の吸収合併について

吸収合併存続法人名：社会福祉法人 慶生会

吸収合併消滅法人名：社会福祉法人 幅美会

存続法人所在地：大阪市生野区巽東四丁目

・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- 1 人材不足については、どの法人・施設においても厳しい状況である。この状況で、存続法人から既に消滅法人に対し27名もの職員を出向させているというのは大変なことである。ここまでされる理由はなにか。

→まず、知人からの紹介があったこと。それから存続法人においては、人に投資をしており、他の法人に比べて少し高い処遇で働いてもらっているほか、各種資格取得の際の受講費用や受験費用の法人負担など職員が成長する機会を与え、成長したときには昇格させるなどしっかりしたキャリアパスを整えている。こうした仕組みにより他の法人に比べると採用面で有利なので、できる人助けはしたいという思いと消滅法人を立て直すことができるという経営判断

により援助を行うこととなった。ちょうどその頃に、豊中市に特別養護老人ホームを整備する話もあり、今現在、清涼苑として工事中であるが、そこでの人のやりくりを見越したうえで話を進めてきた。

- 2 存続法人の職員が派遣されて、消滅法人で働いてもらっているが、その職員に不満はないのか。

→学習の機会であると指導もしており、特に不満はないと思っている。

- 3 合併によって、これまでよりかなり広域にわたって法人運営を行うことになるが、広域化に対する対応はどのように行う予定か。

→合併後は、消滅法人の拠点である豊中、吹田及び新設の清涼苑で理事1名を配置する予定である。また、地勢学的には、本部周辺の生野区、東成区から既存施設がある大東市に行くのと、豊中、吹田に行くのと車だと時間的に大差はない。地域で設置する地域運営推進会議できちんと議論し、それを本部で集約することで地域の声を法人として取り上げていくことも可能になる。国の議論においても、社会福祉法人の経営規模の拡大が志向されており、その議論には賛同するが、ユニット単位を大きくしないことが大切だと考えている。

〈意見交換〉

- ・両法人は、経営の課題を共有して運営を行っているように感じられる。
- ・存続法人は、収益事業が赤字であり、法人指導監査の指摘を受け、黒字に向けて努力をしているが、少し気がかりである。
- ・介護サービスがきっちり行き届けば特段問題はないと思う。

・結果 適格

【報告案件1】緑修会にかかる報告について

〈意見交換〉

- ・特になし